

平成17年加美町議会第4回定例会会議録第2号

平成17年12月16日(金曜日)

出席議員(19名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	13番	佐藤澄男君
14番	福島久義君	15番	尾形勝君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員 なし

欠員(1名)

説明のため出席した者

町長	星明朗君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	今野正晴君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長	古内公雄君
農林課長	早坂宏也君
商工観光課長 やくらい高原温泉	伊藤東君

保養センター所長	早坂忠幸君
建設課長	板垣政義君
保健福祉課長	柳川文俊君
上下水道課長	二瓶悟君
会計課長	佐藤勇悦君
小野田支所長	小松信一君
宮崎支所長	岩淵浩弥君
総務課長補佐	吉田恵君
教育長	伊藤善一郎君
教育次長	森田善孝君
教育総務課長	竹中直昭君
生涯学習課長	星秀吾君
体育振興課長	三浦又英君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	川熊忠男君
代表監査委員	引地田路子君
監査委員書記	佐藤鉄郎君

事務局職員出席者

事務局長	澤口信君
副参事兼議事調査係長	鈴木茂君
主事	伊藤一衛君
主事	千葉美智子君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第124号 加美町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第125号 加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第126号 加美町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 1 2 7 号 加美町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1 2 8 号 加美町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 1 2 9 号 加美町農村婦人の家条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）
- 第 9 議案第 1 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）
- 第 1 0 議案第 1 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）
- 第 1 1 議案第 1 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）
- 第 1 2 議案第 1 3 4 号 小牛田町及び南郷町に公の施設を使用させること及び小牛田町及び南郷町の公の施設を使用することを廃止する協議について
- 第 1 3 議案第 1 3 5 号 美里町に公の施設を使用させること及び美里町の公の施設を使用することの協議について
- 第 1 4 議案第 1 3 6 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について
- 第 1 5 議案第 1 3 7 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について
- 第 1 6 議案第 1 3 8 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について
- 第 1 7 議案第 1 3 9 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について
- 第 1 8 議案第 1 4 0 号 大崎地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の

減少及びそれに伴う規約の変更について

- 第19 議案第141号 大崎地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について
- 第20 議案第142号 大崎地域広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第21 議案第143号 平成17年度加美町一般会計補正予算(第7号)
- 第22 議案第144号 平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第145号 平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第24 議案第146号 平成17年度加美町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第25 議案第147号 平成17年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第26 議案第148号 平成17年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第27 議案第149号 平成17年度加美町霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 第28 議案第150号 平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計補正予算(第2号)
- 第29 議案第151号 平成17年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第30 議案第152号 平成17年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 第31 議案第153号 平成17年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第32 議案第154号 字の区域を新たに画することについて
- 第33 議案第155号 字の区域を変更することについて
- 第34 議案第156号 物品購入契約の締結について(小型動力ポンプ付積載車(更新)購入)
- 第35 議案第157号 工事請負契約の締結について(中新田文化会館改修工事)
- 第36 議案第158号 平成17年度加美町一般会計補正予算(第8号)
- 第37 議発第 5号 「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書の提出について
- 第38 請願第 2号 加美町の野球施設に関する請願書
- 第39 議員派遣の件について
- 第40 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 0 まで

午前10時01分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番吉岡博道君、6番門脇幸悦君を指名いたします。

日程第2 議案第124号 加美町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第2、議案第124号加美町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） おはようございます。きょうもどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第124号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第124号加美町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、前議案の下水道使用料の改正に伴い、簡易排水処理施設の使用料も同額に改定することと、指定管理者制度の活用に向けて指定管理者による管理を規定し条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 124号加美町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 124号加美町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたします。

日程第 3 議案第 1 2 5 号 加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 3、議案第 125号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 125号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、地震など災害時においても断水することなく安定的に水を供給するためには、小野田給水区と宮崎給水区の接合及び宮崎給水区と中新田簡易水道との接合が必要となり、そのための補助事業として緊急連絡管整備事業等がありますが、上水道事業と簡易水道事業の施設間接続は水道法上違法となることから、今回、中新田簡易水道を水道事業に統合し、接続を可能とする改正であります。

また、小野田簡易給水施設につきましては、これまで3本の井戸を掘削して水を供給しておりますが、平成3年度と9年度に掘削した2本については、揚水量の増加に伴い砒素が検出され、また現在使用している平成13、14年度に掘削した3本目の井戸についても、いずれ砒素の検出が見られる可能性があることから、今回、小野田簡易給水施設を廃止し、上水道区域として送水できるようにするための条例改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） ただいまの提案理由の説明によりますと、後々は加美町水道区域を全部

つなげる。漆沢簡易水道ですか、これを除いてだと思っんですが、そういった提案理由の説明でございましたが、これからどういう計画で進めていくのか。また、それに伴った財政負担、あるいは、それにつないだことによつてのどれくらいの効果というものがあるのか、もし試算なされていたなら説明を求めます。

議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

上下水道課長（二瓶 悟君） 説明します。

一応簡易水道には米泉の方と下多田川の方に 500メートルでつなげます。それから、宮崎は原台崎と宮崎下浦、これが 1,000メートル。金額は 100メートルに対してのやつは約 1,000万円ぐらいの程度でございます。それで、小野田とつなぐのは北寺宿地区から米泉天神前、これも 1,000メートルでつなぎます。それから、滝庭簡易水道、これは鹿原北向から鹿原昼ヶ坂、これも 1,000メートルでつなぎます。

それで、効果なんですけれども、やはり砒素が出てますから、そういうのをこれから全部整理して、今現在、給水区域の見直し、これが3月末あたりが出ます。ですから、当初の予算でも、何ていうんですかね、配水の布設、それをやりたいなと考えております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 125号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第 125号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 4 議案第 126号 加美町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 4、議案第 126号加美町水道事業給水条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 126号加美町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、今回下水道使用料を税込み価格の総額表示に改正したことから、水道料金の基本料金、超過料金、メーター使用料、加入金についても総額表示とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 126号加美町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 126号加美町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5 議案第 127号 加美町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 5、議案第 127号加美町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 127号加美町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、中新田簡易水道事業と漆沢簡易水道事業からなる加美町簡易水道事業のうち、中新田簡易水道事業分を加美町水道事業に統合することから、今回、加美町簡易水道事業の設置

に関する条例から中新田簡易水道事業に係る条項を削除する条例改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 127号加美町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 127号加美町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 128号 加美町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 6、議案第 128号加美町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 128号加美町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、議案第 126号で御承認をいただきました水道事業給水条例と同様に、水道料金の基本料金、超過料金、メーター使用料、加入金について税込み価格の総額表示とする改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 128号加美町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 128号加美町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 129号 加美町農村婦人の家条例等の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 7、議案第 129号加美町農村婦人の家条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 129号加美町農村婦人の家条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、指定管理者制度活用に向けて施設の設置条例を改正するもので、改正内容が同一のため一括して説明申し上げるものであります。

その施設は、中新田の広原地区公民館に隣接し農畜産物の加工及び創作施設である加美町農村婦人の家、中新田道放牧場、小野田薬菜原放牧場、小野田下台野放牧場、小野田天ヶ岡放牧場、宮崎田代放牧場の 5カ所を設置する加美町放牧場、地域農産物の生産及び加工技術の研修所として加美町新規就農者技術習得施設と加美町農畜産物加工施設を設置する加美町薬菜農産研修施設の 3施設で、その内容は、指定管理者による管理を規定し条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。
議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま

す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 129号加美町農村婦人の家条例等の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 129号加美町農村婦人の家条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案第 130号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）

議長（米澤秋男君） 日程第 8、議案第 130号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 130号公の施設の指定管理者の指定（加美町宮崎温泉施設等他）について説明申し上げます。

議案第 130号から議案第 133号までは、去る 9月議会において指定管理者の導入に対応するための条例改正の承認をいただきました施設の指定管理者の指定を行う議案で、本案件は、加美町宮崎温泉施設、加美町郷土文化保存伝習館、加美町宮崎緑地広場、加美町山宝倉の各施設について、指定管理者選定委員会で審査した結果、いずれもこれまで管理を行ってきた株式会社陶芸の里宮崎振興公社が引き続き管理を行うことにより安定したサービスの提供と効果的な事業が展開できると判断し、同振興公社を適任と認め指定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番一條 寛君。

17番（一條 寛君） 宮崎振興公社以外に応募はあったんでしょうか。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） お答えします。

公募によらない選定の条文を適用しましたので、陶芸の里宮崎振興公社1社に指定いたしました。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第130号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第130号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）

議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第131号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第131号公の施設の指定管理者の指定（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、指定管理者の指定を行うもので、加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場、加美町地域食品加工センター、加美町あゆの里物産館の3施設について、指定管理者選定委員会で審査した結果、いずれもこれまで管理を行ってきた株式会社中新田地域振興公社が引き続き管理を行うことにより安定したサービスの提供と効果的な事業が展開できると判断し、同公社を適任と認め指定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 町長やめてからの役員体制というのはどういうふうになったんですか。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 実は、中新田地域振興公社につきましては、商法上の規定で、いわゆる町の出資額が50%未満の場合には社長に就任できないというか、なってはならないという規定を発見しまして町長が退任をしたわけでありまして、その後、秋山食品株式会社の高山社長が就任をいたしまして、そのほかはスタッフは、株主そして取締役は同じでございます。以上であります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 一連の指定管理者制度の条例が出ているわけですがけれども、指定管理者制度の目的であります運営コストの削減とか、あと住民サービスの向上、あと施設の有効利用、ということが期待されるのかお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 一般質問でもお答えを申し上げましたのですが、これらの今議題となっております中新田振興公社、それから陶芸の里宮崎振興公社等々については、いずれも町が出資をしておりますいわゆる第三セクターでありまして、経営上においてはこれまで同様であろうかと思えます。ですが、いわゆる屋上屋を重ねるといいますか、現スタッフ、宮崎振興公社の場合には社長が別におりますから、今までどおりの運営であると思えます。ただ、独立した会社経営といえますか、指定管理者になるわけでありまして、昨日も申し上げましたように、いわゆる自分たちの企業であるという意識改革もあわせて社員も持っていただいて、より利用者に対するサービスの向上などは期待できると思えますが、しかし、運営上については、これから努力をしていただくということの申し入れをしてございますが、いわゆる昨日の質問でも乱立という表現を使いましたけれども、各地に温泉保養施設ができたことによってお客様の減少が続いております。一部に戻ってくるお客さんもあろうかと思えますが、これからの営業努力によってそれを歯どめをかけるように努力をしなければならないわけでありまして、管理費の中で今まで同様マイナス部分が出てくれば、やはり町として支援をしていかなければならないという、これまで同様の形式にはなると思いますが、運営がきちっとした運営をなされるように町からも申し入れをし、指導もしながら、より効率的な運営になるように努めてまいりたいと。指定管理者になったとしても、町はいわゆる大株主として残るわけでありまして、運営については大いに発言をしながら指導してまいりたいという気持ちでございます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 指定管理者になられる方々とさまざまな業務内容について協定を行ってきたと思うんですけども、先日、きのう16番高橋議員の中でも、今町長からも出ましたけれども、管理費が増加して経営が大変な状況のときに町でも負担していかなければいけないというような発言もあったんですけども、この指定管理者制度の中で、本来であればこのぐらいの金額で運営していただいけませんかというような、その協定の中でも金額をきっちり期間を決めて普通はやられるのかなというような思いをしてみました。

ただ、一連の町長の答弁の中で、これはすべてに言えることだと思うんですけども、例えば指定管理者としてお願いした場合に、不足分に対しては町で補てんしなければいけないという、そういった流れというのが施設によって違ってくるのかなというふうに理解しているんですけども、例えば町長がおっしゃったそういう、特に町民の健康・福祉、そういう体力増強の面で大きな役割を果たしている部分に関しては、ある程度そういうものの方向で考えなければいけないのかなというふうに思うんですけども、ただ、一般的に自助努力でやる施設については、契約締結後、赤字になったからとか運営費が足りないから町で補てんするんだというケースというのは余りないのかなというような思いがするんですけども、それが一つと、もう一つは、指定管理者制度の中で施設管理の面、プラス、協定の中でソフトの面もあると思うんですけども、そのソフト面での、結局、サービス向上なり施設の有効活用なりの面で、指定管理者が新たな営業努力、またはそのメニューの展開というのがあると思うんですけども、そういう面でのソフト面での評価と申しますか、負担と申しますか、協定の中でそういうものも評価してこられたのかどうかについてお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まさに9番議員おっしゃるとおりでございます、当然のことながら、これまでもそれぞれの振興公社、努力をしてみいました。今議題となっている中新田地域振興公社については、物産館、それからパークゴルフ場、それぞれ支配人がいて運営をしてみいましたけれども、両支配人とも退任をしてから補充をしないで現在まで運営をしてみいました。しかし、利用者の皆さんに一部御迷惑と申しますか、おかけをしている部分があって、指定管理者制になれば、やはり兼務でもいいということで、やっぱり支配人的な管理職を置かざるを得ないというような状況にもなってみいます。だとすれば、やはり理屈上と申しますか、本来的にはそういう、当然のことながら運営も切り詰めてやっぱりきちっとやっていただくというのが筋でありますし、いわゆる申請書の中で以後5年間あるいは10年間の収支見込み

を立てて、そして申請をいただいて、審査会で、助役が委員長の審査会で審議をして、そして修正をする部分、要請をする部分もあったり意見を申し述べたりするところがあって、検討した結果、管理者として適当であろうと。

仮に、こちらでそれだけの収支見込みではだめですと、その80%で運営をやってくださいと言った場合に、それじゃあ私たちできませんからと言われたら町に戻ってくるわけですね。今までと同様になってしまうわけですね。ですから、3年間というスパンで毎年毎年の運営、経理状況ですね、経営状況をチェックをしながら、いわゆる委託料その他について協議をしながら進めていかなければならないだろうということであります。

町が関与した委託をしていた時代から管理者になって、いきなりぎりぎり詰めていくということも運営上どうなのかということと、先ほど総務課長が答弁申し上げましたいわゆる公募制によらないということもですね、仮に公募しても、どこかあるかもしれませんが、現在抱えている社員がどうなるのかということ踏まえ、やはりこれまで努力をしてきた実績を持って、それから地元の方々でありますから、やはり公募によらないで内容を審査して、今回、議案として提案をしたということでもありますので、3年間の契約期間をまず指導しながら見守っていくということで御理解いただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。15番尾形 勝君。

15番（尾形 勝君） 地域食品加工センターに関連して質問するわけでございますけれども、今度指定管理者制度になれば変わるのかなと、そうは思いますけれども、この施設も私の記憶ですと十二、三年……、平成3、4年ころにたしかつくったものだ、億近い金をかけてつくったのだと私は記憶しているんですが、ずっと中新田時代から、ここの利用状況、使用料といえますか、利用料といえますか、20万円前後、1年で大体20万円前後でずっと推移してきたわけでございます。全くもったいない施設だなと、常々そう思っております。議会あるたびとは言いませんが、その機会をとらえて、いろいろこの利用の促進なりなんだりを働きかけるようにという町当局にも話をしてきたんですが、いまだに伸びていない。

中身を聞くと、二、三の方々で占められていると。その利用する団体といえますか、二、三の人たちで占められていると。ほかの人が利用したくても、あるいは申請しても、なかなか許可がおりないといえますか、使用できない状態にあると。その辺どうなっているのか。条例を見ると非常に、町長に申請をすればいいんだと簡単に書いてあるんですが、その辺をちょっと説明してもらいたいなと思っております。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 今使用されている人たちもしょっちゅう使っている人がおりますが、私の方に来て断った経験はございません。それで、どのようにかわかりませんが、私の方では、来たのでは、何ていうんですか、これあなただめですと言ったような形跡はございません。それで、こういうことあったのとはほか……、そこで物をつくってですね、私たちは店に出すんだというようなことで農協さんとお話し合いはしました。それで、そこはそういうようなところ……、許可はとってないのでだめですという、これはちょっと、ここはだめですと言ったような経験、お話もありましたが、普通の人たちがいろんな……、来たので断った形跡はございません。

議長（米澤秋男君） 15番。

15番（尾形 勝君） 加工場の目的は、一つ、生産されたものに付加価値をつけて、そして高く売るといいますか、そういうことで私はつくったんだろう、要望されてつくったんだろうなと思いますけれども、今課長の話を聞くと、断ったケースもない、どうぞ使ってくださいと言わんばかりのようですが、とにかく、さっきも言いましたが、二、三の方々でつくられて、いつか——いつかというか、二、三年前ぐらいにたしかこういう問題が大きくなって、産業経済常任委員会でそういう施設を視察した段階で、もうその使用している人たちの倉庫がわりになっていると。また、食品を加工するような整理整頓といいますが、衛生面についても全くなっていなかったというような情報も私受けているんですが、それもいまだにそういう状態になっていると私は聞いております。また、見ております。だから、その辺の管理といいますが、使用者に対する徹底はしているのかなと思いますし、今……。

それよりも、今課長が断った方は一人もいない、一つもないということですが、現に、何であそこ使われないんですか、どこのものなんですかと、町のものを町民が使ってだめなんですかというようなこと、私、現に聞かれておりますので今こんなして話聞いているんですけれども、もっと、自由にとは言いませんけれども……。

ちょうど悪い例——悪い例ではないですけど、前にさんちゃん会の問題が出たときに、さんちゃん会以外の者は余り入れ……、入ってはだめだということはないんですが、その規約といいますが、決まりに賛同すればそれは入ることはできたんでしょうけれども、それと同じようなケースだなと。二、三人であそこに加工センターを支配されているようなもんだなというふうに私とっているんですけども、何か課長の答弁はちょっと私は納得できないんですけどもね。

課長もこれ以上の答弁はできないかと思っておりますけれども、後から個人的にお話ししてもいい

んですが、何かそういう町民の不満がございます。ひとつそういうようなところないようにならなう後気をつけてもらいたいと思いますし、また一層の利用・活用するようにひとつ努力してもらいたいと、こんなふうと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 答弁が要らないような質問でもあるように思いますが、15番議員おわりのとおり、あの施設はどなたでも使える施設なんですね。それで、今の使用状況、形態が果たしてその目的に合っているかどうかというのを私自身も少し疑問に思う点はございます。御指摘のとおりであります。

あの施設はいわゆる農畜産物に付加価値をつけるための研究施設であると私は理解をしております、本来の姿はですね。そこで、製品化につなげるものが試作ができれば、本来はその実験をした方が自前の施設で生産をしてすべきなんであるはずであります。しかし、そこまでなかなかいかない部分で当初は認めたのではないだろうかと。それがずっと今まで続いてしまっているというような現状でありますから、もう少し管理を徹底をして……。ただ、今すぐこれはまずい使用であるから撤退してくださいと言ってしまうと製品ができなくなる可能性もあると思います。

お一人というか、今使っているらっしゃる広原地域の方と、もう一つは、上多田川上でハムをつくっていらしゃった方がそこを引き揚げて、多分現在のところで時折生産しているんだと思いますが、そういう状況の中で一般のお客さんがなかなか入りにくい現状にあるとすれば、今担当課では正式に申し込まれた例はないのだろうと思いますが、なかなか使いにくい状況になっているのかもしれない。そういうものについては改めるように指示いたしますし、倉庫云々ということもありましたので、それらは至急改善するように現場を指導してまいりたいと思いますので、御理解いただきます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 131号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 131号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 10 議案第 132号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）

議長（米澤秋男君） 日程第10、議案第 132号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 132号公の施設の指定管理者の指定（加美町まちづくりセンター）について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、指定管理者の指定を行うもので、加美町まちづくりセンターについて指定管理者選定委員会で審査した結果、これまで管理を行ってきた加美商工会を適任と認め指定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 132号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 132号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）

議長（米澤秋男君） 日程第11、議案第133号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第133号公の施設の指定管理者の指定（加美町地域特産生産施設）について説明申し上げます。

本案件は、前議案同様、指定管理者の指定を行うもので、加美町地域特産生産施設（培養センター）であります。について指定管理者選定委員会で審査した結果、キノコ栽培という専門的な技術が必要なことから、これまで管理を行ってきた中新田茸培養組合を適任と認め指定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この施設については、これまでの議案については契約期間3年でありますけれども、この議案についての培養生産施設については、契約期間5年間で契約をするものでありますので申し添えます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。